

一般財団法人
日本助産評価機構

JIME



2024年度 聖路加国際大学大学院
助産学大学院認証評価
評価報告書

はじめに

一般財団法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により、2007（平成19）年1月17日に成立しました。本機構は、当初、特定非営利活動法人として発足しましたが、さらなる認証評価事業の拡大を目指し、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。助産専門職大学院の認証評価機関としては、文部科学大臣により2008（平成20）年4月8日付けで認証されています。

認証評価には、機関別評価と専門分野別評価とがあり、本機構は後者を担います。本機構は、助産教育機関からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産教育機関における教育水準の維持及び向上を図ると共に、当該助産教育機関の個性的で多様な教育の発展に資することにあります。

認証評価制度の目的は、本評価の結果を公表することで、助産教育機関における人材育成について、広く社会の評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて助産教育機関自らその教育について改善・発展することを促し、助産師教育活動の質を向上させることにあります。専門分野別評価は、国際的潮流になっており、日本においても国際社会の一員として必要不可欠なものとなりつつあります。国際助産師連盟は、助産師教育の世界基準（2019）を定め、質の高い、エビデンスに基づく医療サービスを女性、新生児、家族に提供するために、十分に資格がある助産師を育成することによって、世界中の助産師を強化することにつながると謳っています。

日本における助産師教育は多様な形態をとり、専門分野別認証評価の受審義務はありませんが、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を受けることは、よりよい教育を実施・評価・改善していくという好循環をつくります。

本年度、助産教育機関の受審申請を受け、第三者評価を実施することができ、評価結果をここに公表することにより一層、社会のニーズに沿った助産師教育の改善や質の向上に資する責任を果たすことができると確信します。

最後になりましたが、2024（令和6）年度の評価事業にご協力を賜りました評価員の皆様はじめ関係各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

2025（令和7）年3月31日
一般財団法人日本助産評価機構
理事長 堀内 成子

目 次

はじめに

I 認証評価の概要	1
II 聖路加国際大学大学院に対する評価結果.....	9
1. 評価結果	9
2. 総評	9
3. 長所および改善を要する点のまとめ.....	13
4. 助産学大学院の各評価基準における評価結果.....	14
第1章 教育の理念・目的	14
第2章 教育課程	17
第3章 入学者選抜	28
第4章 学生への支援体制	30
第6章 施設、設備および図書館等.....	36
第7章 点検・評価	38

資料

聖路加国際大学大学院に対する認証評価スケジュール.....	40
聖路加国際大学大学院 提出資料一覧.....	41
2024（令和6）年度助産学大学院認証評価関連 委員会等名簿.....	43

Ⅰ 認証評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に教育及び助産実践の第三者評価に関する事業を行うことで、教育及び助産実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行ってまいりました。その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていました。

本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。その後、2009年（平成21）年に天使大学専門職大学院の認証評価を行いました。2010年（平成22）年より、実践施設として助産所の第三者評価を開始しました。さらなる認証評価事業の拡大をめざし、2014（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。2015（平成27）年に、助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢの個人認証を開始しました。

2 認証評価の特徴

本機構が実施する認証評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う認証評価は、受審する助産教育機関の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の認証評価には、助産教育機関の種類別に、以下の5種類があります。
 - ① 助産専門職大学院認証評価
 - ② 助産学大学院認証評価
 - ③ 学士課程における助産師教育課程認証評価
 - ④ 助産学専攻科／別科認証評価
 - ⑤ 専修学校／専門学校認証評価

- 3) 本機構の定める評価基準は、認証評価の種類別に、7章からなる「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の「解釈指針」で構成され、各教育機関で満たすことが必要と考えられる要件及び受審校の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 4) 評価方法については、本機構の定める評価基準に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施します。
- 5) 評価結果については、評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

3 認証評価手数料

認証評価手数料は、以下のとおりです。

- ① 助産専門職大学院認証評価手数料 : 1,500,000 円 (消費税込)
- ② 助産学大学院認証評価手数料 : 500,000 円 (消費税込)
- ③ 学士課程における助産師教育課程認証評価手数料 : 500,000 円 (消費税込)
- ④ 助産学専攻科／別科認証評価手数料 : 500,000 円 (消費税込)
- ⑤ 専修学校／専門学校認証評価手数料 : 500,000 円 (消費税込)

4 認証評価の組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する受審校からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名程度（助産教育に従事する教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する受審校からの意見の申し立ての採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（評価委員は助産分野の専任教員、または助産実践に従事する助産師であることを原則とする）により構成され、調査報告書（案2）の検討、及び認証評価事業の実施に関する事項を決定します。

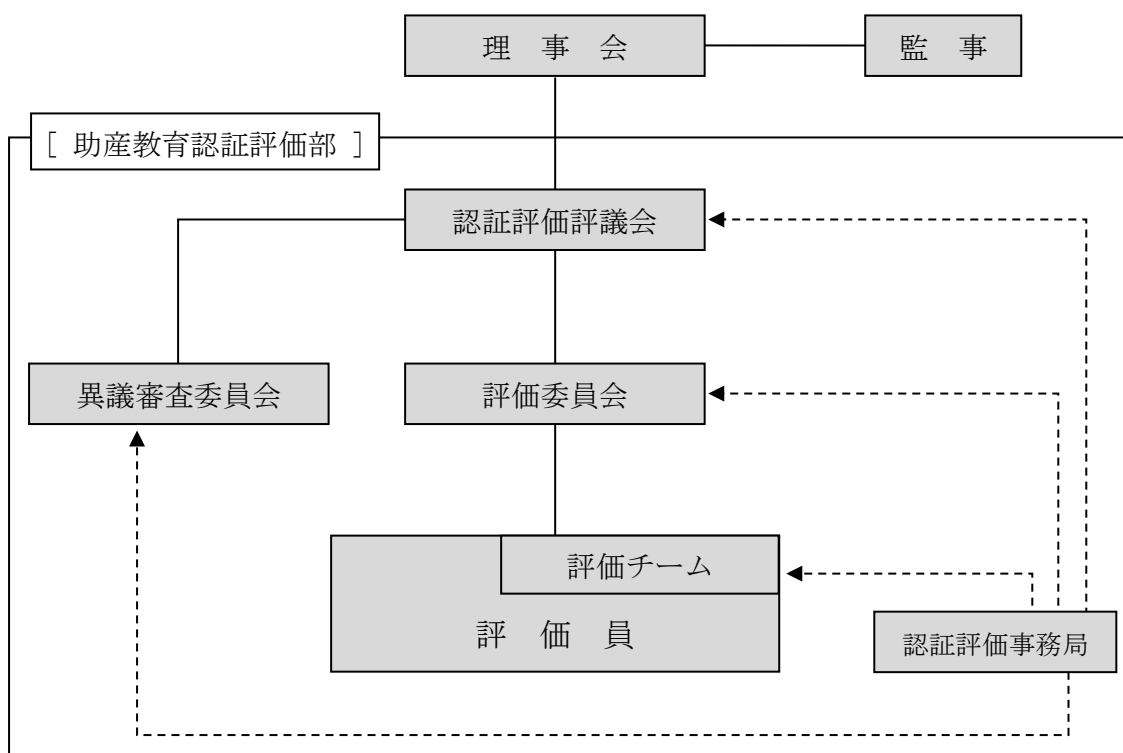
評価チームは、評価委員会が受審校毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原

則として3名とし、2名は助産分野の専任教員とし、1名は助産師であって教育研究活動に識見を有する者あるいは助産領域の実践者とします。その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、受審校の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめます。不明な点は質問事項として受審校に送付し、現地調査を実施します。その後、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出します。評価委員会を経て、評価報告書（原案）を作成し、認証評価評議会へ提出します。その後、認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめます。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は助産師教育機関助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は本機構の理事及び監事とします。異議審査委員会は、評価報告書に対し、受審校から出された異議の申し立てがなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、認証評価に係る事務を処理します。

認証評価のための組織体制図



5 認証評価のプロセスとスケジュール

本機構の認証評価は、教育機関の受審申請をもって評価を行います。概ね6ページに記載の「認証評価スケジュール」に準じて行います。

1) 受審校による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする教育機関は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面調査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、不明な点は質問事項として列挙します。受審校は質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行います。その意見を受けて、評価チームは評価報告書（原案）を作成します。

5) 受審校による意見申立・異議申立

作成された評価報告書（原案）は、公表前に受審校に送付して意見を求めます。意見の申し立てがあれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

また、評価報告書の評価結果において、評価基準に適合していない旨の判定がなされた受審校は、「異議申立趣意書（様式14）」の提出により異議申し立てを行うことができます。提出された異議申し立ては、異議審査委員会で審査されます。

6) 評価結果の公表

評価結果は、受審校から評価報告書（原案）について意見の申し立てがなかったとき、もしくは、意見の申し立てや異議申し立てがなされた場合、それに関する本機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、受審校に送付すると共に、社会に対して公表します。

7) 年次報告書の提出

本機構の認証評価により適格認定を受けた受審校は、認証期間の5年間、教育活動等に関する重要事項（教員組織、収容定員／選抜定員及び在籍者数、教育課程及び教育方

法、卒業生／修了生の進路及び活動状況等、機構が指定した事項) についての年次報告書(様式10)を機構に提出することになります。評価結果において、「改善勧告」及び「改善を要する点」が付されていた場合は、その取り組み状況も記載します。

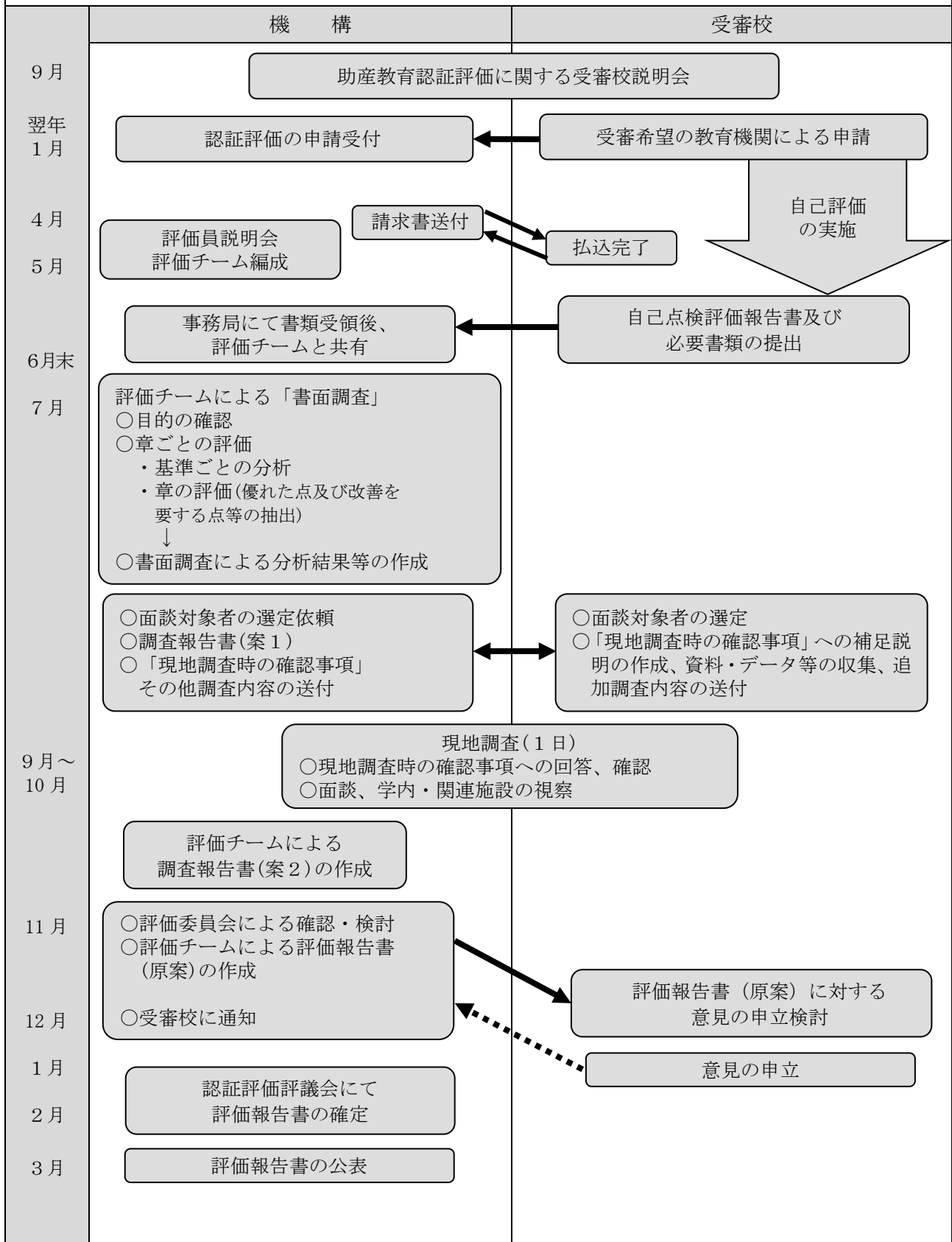
また、受審校は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、受審校の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

8) 適格認定更新のための認証評価受審

本機構の認証評価では、すべての評価基準に適合している受審校に対し、5年間の適格認定を与えます。適格認定は更新制としていますので、適格認定を受けた受審校は5年ごとに認定更新のための受審が必要です。

認証評価スケジュール

※原則として下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



6 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ① 評価基準は、学校教育法に規定する大学評価基準、もしくは保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条即ち助産師学校養成所指定基準に基づいて策定されたものです。
- ② 評価基準は、公益社団法人日本助産師会の「助産師の声明・綱領」に定める助産師の理念に基づき、ICMの「ICM助産実践に必須のコンピテンシー」、および「助産師教育の世界基準」を参考にし、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産教育活動等を評価するために策定されたものです。
- ③ この評価基準は、設置基準等を踏まえて、助産教育機関の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を本機構が行う際に、助産教育機関の助産教育に必要と考える要件および当該受審校の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定められたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の2つに分類されます。

- ① 定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
努力義務を指す。
例「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、及び例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。

- ① 定められた内容が満たされていることが求められるもの。
例「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ② 少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。
例「・・・に努めていること。」等
- ③ 定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。
例「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

- ① 適格認定は、本機構による評価の結果、受審校が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。認定期間は、認証評価受審の翌年4月から5年間です。
- ② 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければ

ばなりません。

- ③ 各基準を満たすためには、3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。

7 評価結果の構成

受審校に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、受審校が評価基準に適合しているか否かを記します。

「Ⅱ 総評」には、受審校の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、受審校の優れた点及び改善を要する点を評価基準の章ごとに記します。

「Ⅲ 各評価基準における評価結果」は、「評価基準」のそれぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」及び「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記します。

「評価結果」は、適合しているか否かを記します。

「長所」は、評価基準を満たし、他の助産教育機関の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

8 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の評価基準に適合していると認定された助産教育機関には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを学校案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産教育の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



II 聖路加国際大学大学院に対する評価結果

1. 評価結果

聖路加国際大学大学院 看護学研究科 ウィメンズヘルス・助産学専攻 上級実践コースは、一般財団法人日本助産評価機構が定める助産学大学院評価基準に適合していると認定する。

2. 総評

聖路加国際大学は、1920年に開学した聖路加国際病院附属高等看護婦学校を母体とし、1964年には聖路加看護大学の名称で、私立では日本初の看護学部4年制教育を開始した後、1980年に大学院博士前期課程（修士課程）を、1988年には看護学研究科として本邦初の大学院博士後期課程（博士課程）を設置した、最高峰の看護学カリキュラムをもつ大学である。キリスト教精神に基づき、社会の情勢に適応する医療・看護・保健福祉・公衆衛生にかかわる教育を授ける私立大学および医療施設、ならびにその他の教育研究施設の設置・運営を通じ、人類へ奉仕することを目的とする理念のもと、看護保健・公衆衛生の領域において、指導者ならびに高度専門職業人として、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献する人材の育成を目標としている。助産師養成に関しては、長きにわたる看護学部での養成の後、2005年度より大学院看護学研究科ウィメンズヘルス・助産学専攻での養成へと移行した。2014年に現在の聖路加国際大学に名称を変更し、歴史ある教育方針を継承・発展させている。

看護学研究科ウィメンズヘルス・助産学専攻では、修士論文コースと上級実践コースの2コースを擁し、上級実践コースにおいて助産師養成を行っている。看護学研究科には看護学専攻およびウィメンズヘルス・助産学専攻の2専攻があり、専門看護師養成課程に学ぶ者や研究者養成課程で学ぶ者が互いに交流しながら、広い視野に立って助産学を学ぶことができる。ウィメンズヘルス・助産学専攻の定員は1学年18名であり、1年生と2年生が教え学びあう関係を作り切磋琢磨している。また国外の学生との交流機会もあり、国際的な視点ももって幅広く助産学が学べる機会に恵まれている。

2023年度までに230名が助産学上級実践コースを修了して助産師国家試験受験資格を取得している。修了生は、修了後直ちに医療機関に就職する他、助産所や保健所、海外の母子保健活動、厚生行政で活躍する者や、大学院博士後期課程への進学を経て助産師教育に携わる者など、それぞれの適性や関心に応じたキャリアパスを経て多様な場で活躍している。助産実践や助産師教育の歴史の中で、聖路加国際大学および大学院を修了した助産師の社会への貢献度は高く、本邦の助産師教育の中で核となる教育機関である。また、社会の変化に応じて適切に教育内容を変化させ、教育の質を担保するために教員が一丸となって不断の努力を続ける姿勢は、他の教育機関の模範となるものである。

第1章 教育の理念・目的

看護学研究科は、看護学の理論構築と応用研究および高度な実践能力の教育と、社会が直面する健康課題に取り組み、実践者および教育研究者を育成することを目的とし、これを基に教育目的が定められている。博士前期課程（修士課程）の教育目的は、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力または高度の専門性を要する看護の実践および看護教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うものとしている。前項で述べた通り、看護学教育についても本邦において先駆的な歴史を持つことから、看護教育の理念の中に助産師養成課程としての教育理念が包含されていることは、聖路加国際大学が助産師教育において果たしている優れた貢献が反映されていない。そのため助産師国家試験受験資格取得に関する教育に加え、助産学に関するより幅広い内容と質を備えている教育内容に即した公表とすることが、今後検討されている。助産学上級実践コースの目標は、①優れたケア・卓越した技の提供、②異常・困難事例への速やかな対応、③研究成果の積極的な活用、④自律を目指した助産管理・政策提言、⑤専門職としての教育的活動であり、これらはホームページ等を通じて学外に公表されている。また、学内では学長や研究科長をはじめとした教員から学生に説明がなされている。

第2章 教育課程

助産の基盤となる科目群では、主に「助産学特論Ⅰ・Ⅱ：助産学の基盤となる概念・理論、エビデンスに基づく助産ケア」「助産学特論Ⅲ：妊娠期」、「助産学特論Ⅳ：分娩期〈正常〉」、「助産学特論Ⅴ：周産期におけるハイリスク症例」にて、周産期の助産ケアに関する基本的な知識と、それを基盤として助産過程の展開を習得するための科目が構成されている。基盤の実践力を養う演習Ⅰ～Ⅳ（計10単位）と、実習Ⅰ（6単位）、実習Ⅱ（5単位）、将来的に上級実践者として臨床を牽引する素養を身につける実習（6単位）が開講されており、演習と実習Ⅰ・Ⅱの合計21単位が実習科目に該当する。助産の科目群以外では、ウィメンズヘルスに関する科目として「ウィメンズヘルス上級実践特論」、生命倫理は「生命倫理学概論」「看護倫理学概論」、遺伝に関するケア能力は「臨床遺伝学」「遺伝看護学特論」が配置されている。研究の基礎となる科目は、「看護理論」「看護学研究法」「応用統計学」の科目に加え、「助産学上級実践課題研究」で、学生が研究目的を達成するために適した研究方法を用い、データ収集・分析を行い、結果を導き出すプロセスを経験し、論文を作成する。以上の助産科目群以外の科目は、各2単位で構成されている。必修科目、選択科目の配分は、1年前期は必修8科目、選択9科目、1年後期は必修8科目、選択10科目、2年前期は必修1科目と選択3科目の他に課題研究がある。

授業概要や事前課題、履修要件等についてはシラバスに明示されており、学生は学外でも閲覧できる。多くの科目で、講義とグループワーク、プレゼンテーションを組み合わせた双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育が行われており、学生は Learning Management System を利用し、教員が個々の学生の特徴を把握して効果的な教育ができるような仕組み

が随所に取り入れられている。助産技術に関しては、筆記試験に加えて OSCE (Objective Structured Clinical Examination : 客観的臨床能力試験) により学生の技術到達度を確認して実習につなげている。実習施設には、周産期母子医療センター、院内助産を実践している病院、助産所を開拓し、関係を構築・維持している。こうした教育に携わる教員ら全てに対し、指導の目的や留意点を学ぶセミナーを大学が開催している。教育および評価を適切に行うことはもちろん、その結果を学生と共有（フィードバック）し、組織的に公正で透明性の高い教育評価ができています。こうした教育内容は、学生からの授業評価点も高く、支持されています。また知識・技術だけでなく、助産師としての人格形成の点をも重視した教育内容は、助産師として活躍する修了生からも評価されています。

第3章 入学者選抜

看護学研究科の教育理念に基づいたアドミッション・ポリシー（AP）は①グローバルな視点で研究と高度実践を行うために必要な語学力、実践と概念を結びつけるための抽象的思考能力の基礎を備えている者、②自分の考えを表現し、他者からのフィードバックを柔軟に受け入れて統合する力を備えている者、③関心ある現象に迫るために、専門知識と実践力を生かして自ら行動し変化を起こす意欲を備えている者である。これらを募集要項に明示し、入学者選抜では多面的・総合的な評価と選考を行って可否を判定している他、その内容は IR (Institutional Research) 推進室が検証したデータに基づき、不断に検討を行っている。

過去 5 年間において、定員充足率は 0.89～1.08 である。助産学上級実践コースも他コースと同様の入試を実施している。入学後に、他コースへの変更の希望があった場合には、学生と教員とが綿密に面談を行い、研究科委員会にて審議承認を経て、問題なく変更できている。この間、助産学上級実践コースに著しい欠員は生じておらず、助産師教育機関としてその役割を果たしている。

第4章 学生への支援体制

学生の履修指導及び学生生活全般といった就学上の支援は研究指導教員が行うが、研究指導教員以外にもアドバイザー教員が相談を受けている。他の相談に関しても事務局や、学生健康管理室には専任の保健師 1 名、カウンセリング室には非常勤のカウンセラー（水・木）が配置されている。加えて、ハラスメントに対しては、学生支援部、学生健康管理室、カウンセリング室、チャプレン、外部弁護士が相談窓口として紹介されており、多職種による学生支援体制が整っている。

学修を支える奨学金は、大学独自に 2 年生を対象とした「未来の助産師基金」を設け、実習に伴う交通費や宿泊費用の支援が行われている。他にも、「青木奨学金」「有馬育英会助産師育成支援事業奨学金」等があり、情報が周知されている。就職支援は教員への相談の他、キャリアラボを利用することもできる。

第5章 教員組織

助産学上級実践コースを担当する教員は、教授3名、准教授2名、助教3名である。これらの教員全員が博士号を有し、実習担当の助教2名は、アドバンス助産師の有資格者である。実習施設内には適切な人材を臨床教員（臨床教授・臨床准教授）として6名配置している。また実習では、助産師資格を有し、臨地で後輩や学生への指導経験を有する人物を臨時助教（非常勤）として毎年10名程度雇用し、指導体制を整えている。主担当教員8名、その他の教員10名の計18名であり、大学院設置基準にて定められている12名以上を満たしている。少子化が進行する中で困難を極める助産実習の運用や、その施設の選定にあたっては、助産師教育に関する社会状況や課題を全教員が共有し、教育に当たっている。また、大学院（博士後期課程）で助産師資格を有する院生に対しては、ティーチング・アシスタントとして演習等の指導の補助を担う機会を提供し、後進の指導を行っている。主担当教員は、教育、研究、学校運営、社会貢献のすべての面において相当な努力により成果を上げ、助産師教育の質を担保している。

第6章 施設、設備および図書館等

本館や別棟の2号館のほか、複合施設「大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター」にシミュレーションラボ・アーツルームがあり、助産学上級実践コースの学生の講義・演習はすべて、同施設内で実施されている。教員研究室は教授・准教授は1名につき1室、助教は2名または3名につき1室が設定されている。非常勤講師においては、本館に共用の控室が一室備えられている。自習室としては別棟の2号館、8階演習スペースが備えられ、学生は24時間利用可能である。

図書館は学部生や病院職員を含む全学で利用でき、60,000冊以上の図書や1,500誌程度の定期刊行物を所蔵している他、8,000誌以上の電子ジャーナルを契約しており、充実している。また学生・教員は随時図書の購入を依頼できる。司書の資格を持つ職員や学習支援の経験が豊富な職員による学習・研究支援が、窓口だけでなくweb会議システムでも行われている。図書館は蔵書点検日や入学試験日を除き24時間利用することができる。これらの24時間での利用にあたっては、大学院生は学生証、教職員は職員証がセキュリティカードとなっており、安全が確保されている。

第7章 点検・評価

聖路加国際大学の教育・研究は、学長を委員長とする自己評価委員会がその点検・評価に取り組み、外部評価・第三者評価も加えて総合的な評価が行われている。点検・評価の結果は事業報告書および自己点検・評価報告書に記載され、ホームページで広く社会に公表されている。大学院看護学研究科修士課程ウィメンズヘルス・助産学専攻の教育・研究活動は、看護学研究科長が掌握して点検・評価が行われている。2019年度には助産学大学院認証評価を受けて、改善を要する点について検討し、助産学上級実践演習IVとVIの一部内容が変更

された。その後も引き続き自己評価および学生の成績等から評価をし、変更内容が適切であったかを検証されている。その内容は、研究科長、学長へ報告されており、日本助産評価機構による第三者評価の機会を有効に活用し、教育課程のさらなる改善への取り組みを続けている。質保証に向けて点検・評価を推進するシステムが確立され、運用されていることは、助産教育機関の運営にあたって他の模範となる。

3. 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

1. OSCE (Objective Structured Clinical Examination : 客観的臨床能力試験) の実施に加え、その準備や自己学習の機会を効果的に設けることで、上級生や教員から実践的な助言を得て、より実践能力を磨く機会を作ること成功している。(基準 2-3-2)
2. 2023 年度から、実習指導を行う基幹教員、臨時助教、TA に対しては、実習指導の目的や留意点を学ぶセミナー受講の機会 (FSDS 委員会開催実習指導前セミナー) を設け、セミナー受講後の小テストで客観的に教育に関する知識を確認し、実習指導を行っている。(基準 2-3-5)
3. 教育方針に照らして、助産師がその専門性を生かす様々な場として、周産期母子医療センター、院内助産を實踐している病院、助産所を実習先として開拓し、関係を構築・維持している点は優れている。(基準 2-3-6)
4. 助産関連授業科目は、授業評価を通じて学生から高く評価されており、隔年の教員顕彰の対象となっている。(基準 2-4-5)
5. 助産学上級コースに特化した大学独自の給付型奨学金を設け、実習に伴う交通費や宿泊費の支援が行われている点は優れている。(基準 4-2-1)
6. ハラスメントの相談先の選択肢が複数あり、それらが学生に適切に紹介されている。(基準 4-2-2)
7. 本邦において、分娩数が減少する一方、出産がハイリスク化し、助産師学生の受け持ち対象となる妊産褥婦の数は減少していること、そのような中でも一学生につき 15 例程度以上の分娩介助を今後も達成するためには、実習施設数増や、適正な学生数等についての検討が必要であることなど (第 2 章参照)、日本の助産師教育に

関する見識を、全教員が有している。このことは、助産師教育に従事する教員集団としてモデルとなる長所である。(基準 5-1-2)

8. シミュレーションラボ・アーツルームは看護専門領域の専用の教育設備であるばかりではなく、臨床の現任教育の場としても共有されており、助産師学生にとって他の専門領域の教育や、専門職の生涯学習の一端にも触れられる環境となっている点が優れている。(基準 6-1-1)
9. 図書館は 24 時間利用可能であり、司書や専門的な学習支援を受けられる体制が整備されている。安全で良好な自主学習および研究環境が提供される体制が優れている。(基準 6-3-1)
10. 学内に自己評価組織を常設し、外部評価を受けて積極的に質保証に向けて推進するシステムが確立され、運用されていることは、助産教育機関として、教育の質の担保が図られているといえる。(基準 7-2-1)

<改善を要する点>

1. 公表されている教育理念、教育目標に、助産に関する言及がないことは、改善を要する。受審大学院では、助産師国家試験受験資格取得に関する教育に加え、助産学に関するより幅広い内容と質を備えていることからみて、現状に即した公表とすることが望ましい。(基準 1-1-2)

4. 助産学大学院の各評価基準における評価結果

第1章 教育の理念・目的

1-1 大学院の理念・教育目的

基準 1-1-1

大学院においては、大学の理念にしたがって、教育目的や教育目標を定め、整合性のあるディプロマ・ポリシーを制定し、教育課程に反映していること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院の理念は、聖路加国際大学大学院学則第1条に「本学大学院は、看護学・公衆衛生学の理論および応用を教授研究し、深奥な学識と高度な実践・研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定義され、看護学研究科の理念は、聖路加国際大学大学院学則第3条に「看護学研究科は、看護学の理論構築と応用研究および高度な実践能力の教育と、社会が直面する健康課題に取り組み、実践者および教育研究者を育成することを目的と

する」と定義されている。各理念の元に教育目的が定められており、看護学研究科の教育目的は、聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程第2条別表1に「看護学を専門とし、その領域において指導者となる人材を育成する。博士前期課程（修士課程）は、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の分野における研究能力または高度の専門性を要する看護の実践および看護教育に携わる者等に必要な高度の能力を養うものとする。博士後期課程は、人々の生活の質をさらに向上させるために、看護学の分野における研究者および指導的な高度看護実践者として自立した研究活動、科学的根拠に基づく組織や保健医療システムの変革およびその基礎となる豊かな学識を養う」と定義されている。また、上級実践コースのディプロマ・ポリシーは、「上級実践者としての優れた専門的能力を有していること」「課題研究を今後の実践に結びつけて説明する能力を有していること」「専門職者としての態度・資質を有していること」「上級実践者としての幅広い知識・教養を有している」ことが掲げられている。これらの方針の元に教育課程を編成し、学生の学修成果は独自のアセスメント・ポリシーによって、大学レベル、教育課程レベル、科目レベル（授業・科目）の3レベルで自己点検評価を行っている。

（根拠：1-2_聖路加国際大学大学院学則、1-3_聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程、7-1_2024 大学院募集要項（修士）、大学ホームページ、様式5の根拠資料 No7_日本助産評価機構の評価基準とアセスメント・ポリシー対応表）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-2

大学院においては、その理念・教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院の理念は、ホームページ等を通じて学外に公表されている。さらに、入学式、修了式、創立記念行事、その他学内行事では、教育理念等について学長や研究科長より説明されるなど、聖路加国際大学大学院の教育理念、教育目標は、適切に学内外に公表されている。ウィメンズヘルス・助産学専攻独自の内容については、助産師国家試験受験資格取得コースについての言及にとどまり、看護ケアのスペシャリストとしての内容に包含される形となっている。ウィメンズヘルス・助産学専攻の教育目標の「看護学」の部分で、今後「ウィメンズヘルス・助産学」として表記して公表していくことを検討しているが、現状では研究科の2専攻（看護学専攻とウィメンズヘルス・助産学専攻）の教育理念、教育目標は共通のものとして示されている。

（根拠：7-2_2024 大学院募集要項（修士）、聖路加国際大学ホームページ <https://university.luke.ac.jp/about/philosophy/education.html> [最終確認 2024年11月15日])

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

公表されている教育理念、教育目標に、助産に関する言及がないことは、改善を要する。受審大学院では、助産師国家試験受験資格取得に関する教育に加え、助産学に関するより幅広い内容と質を備えていることからみて、現状に即した公表とすることが望ましい。

1-2 大学院の教育目的

基準 1-2-1

大学院においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<評価結果の根拠・分析>

上級実践コース（助産師国家試験受験資格）において教育を実施し、そのディプロマ・ポリシーとして、「上級実践者としての専門的能力に優れている」「課題研究を今後の実践に結びつけて説明できる」「専門職者としての態度・資質を有している」「上級実践者としての幅広い知識・教養を有している」を掲げ、これに則して、助産学上級実践コースの目標を以下のように設定し、教育課程に反映している。

1. 優れたケア・卓越した技の提供
2. 異常・困難事例への速やかな対応
3. 研究成果の積極的な活用
4. 自律を目指した助産管理・政策提言
5. 専門職としての教育的活動

受審大学院は、2005 年度に本邦で初めての大学院修士課程での助産教育を開始し、2023 年度までに 230 名が助産師国家試験受験資格を取得している。直近4年の修了生のほぼ100%が助産師として就業しており、教育目的に見合う成果を上げている。

(根拠：3-1_2024 年度学生便覧（看護学研究科）、3-8_シラバス、3-9_2024 年度入学実習要項（聖路加国際大学大学院修士課程ウィメンズヘルス助産学上級実践コース）、5-1_2024 年度大学院時間割、助産学大学院基礎データ（様式3）_表 3-①修了生の進路状況、表 3-②修了生国家試験受験状況、4-1/4-2_修了生の就職先での評価ヒアリング議事録（愛育・聖路加）)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第2章 教育課程

2-1 教育内容

基準 2-1-1

助産学の発展と高度な助産実践に必要な授業科目が配置されていること。カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成し、授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産の基盤となる科目群では、主に「助産学特論Ⅰ・Ⅱ：助産学の基盤となる概念・理論、エビデンスに基づく助産ケア」「助産学特論Ⅲ：妊娠期」、「助産学特論Ⅳ：分娩期<正常>」、「助産学特論Ⅴ：周産期におけるハイリスク症例」にて、周産期の助産ケアに関する基本的な知識と、それを基盤として助産過程の展開を習得するための科目を構成している。基盤の実践力を養う演習Ⅰ～Ⅳ（計10単位）と、実習Ⅰ（6単位）、実習Ⅱ（5単位）、将来的に上級実践者として臨床を牽引する素養を身につける実習Ⅲ（6単位）が開講されており、演習と実習Ⅰ・Ⅱの合計21単位が実習科目である。

助産の科目群以外では、必修科目として「ウィメンズヘルス上級実践特論」と「看護倫理学概論」、選択科目として「生命倫理学概論」「臨床遺伝学」「遺伝看護学特論」を配置している。研究に関する科目では、研究の基礎となる「看護理論」「看護学研究法」「応用統計学」に加え、応用科目である「助産学上級実践課題研究」にて、学生が研究目的を達成するために適した研究方法を用いて結果を導き出すプロセスを経験し、論文を作成する。また、専門職としての職業倫理に関する内容は、「看護倫理学概論」で扱っている。

（根拠：3-8_シラバス、助産学大学院基礎データ（様式3）_表2 開講授業科目一覧、表4 授業科目別学生数）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目、および自由科目等に適切に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件、到達レベル、成績評定基準等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

必修科目、選択科目の配分は、1年前期は必修8科目、選択9科目、1年後期は必修8科目、選択10科目、2年前期必修1科目と選択3科目、その他に、前期と後期に課題研究が

ある。前期と後期、1年次、2年次にそれぞれ講義や演習形式の科目および実習が無理なく配置され、1年次で基礎分野や専門分野の科目群をバランスよく履修したうえで、2年次に専門分野において将来的に上級実践者として臨床を牽引する素養を身につける助産学上級実践実習Ⅲと助産学課題研究に取り組むことができるようにしている。学生に対しては、授業の目的・目標・授業概要・授業計画・方法・事前課題・履修要件等について、シラバスにあらかじめ明示され、電子的手続きにより学生は自宅等の学外からいつでも閲覧することができる。

立教大学と大学間交流に関する基本協定を締結しており、これに基づき立教大学大学院社会学研究科ならびに、同コミュニティ福祉学研究科は特別聴講制度を導入している。2022年度に修士論文コース11名がこの制度を利用したが、助産学上級実践コースの学生の本制度の利用はない。上級実践コースのカリキュラムは必修科目が多く、利用は時間的に難しいが、今後、学生の意見を具体的に把握し、履修できる環境を整えていくことが望ましい。

(根拠：1-7_立教大学大学院との相互聴講制度に関する協定書および内規、助産学大学院基礎データ(様式3)_表2開講授業科目一覧、3-8_シラバス)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

<評価結果の根拠・分析>

授業時間は大学設置基準第21条に定める通り、講義・演習科目は1単位当たり15～30時間、実習科目は1単位当たり30～45時間の授業時間にわたって実施することを原則としている。また1年間の授業期間についても、大学設置基準第22条に定める35週を、試験期間も含めて確保している。各授業科目の授業期間についても、大学設置基準第23条に定める通り、半期15週を確保しており適切である。2019年の日本助産評価機構の評価「改善を要する点」において、演習科目として科目立てられている中に実習が含まれており、科目区分が明瞭でないため、見直すことが望ましいと指摘された後、2021年度までに、授業科目の内容・教育方法・単位数を見直し、カリキュラムを改訂している。現在は学外で実習のみを行う科目を「実習」と表している。ただし、演習Ⅰは分娩介助実習のための準備をすることが目的であり、到達目標は「演習」に該当するレベルであるため、学外での実習のみの内容であるが科目名を「演習」とされている。演習Ⅱ・Ⅲは学内外での内容を組み合わせることで教育効果を高めることを意図した科目であるため、演習としている。

(根拠：2-2_2024年度学生生活ガイド、3-1_2024年度学生便覧(看護学研究科)、3-8_シラバス、5-1_2024年度大学院時間割、助産学大学院基礎データ(様式3)_表2開講授業科目

一覧、表 6 実習科目別実習施設一覧、2021 年度改善報告書)

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

大学院においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による少人数による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<評価結果の根拠・分析>

多くの科目で、講義とグループワーク、プレゼンテーションを組み合わせている。臨床実践に携わる特別講師による講義も組み込まれ、最新の臨床的内容が教授されている。グループワークをするために必要な教室、ホワイトボード、オンラインで活用可能なウェブ会議システムの契約など学習環境は十分に整えられている。学生からの授業評価も高く、さらに学生のフィードバックを得て改善している。

実習においても、教員、指導者を含む学生とのカンファレンスなどで双方向のコミュニケーションを活性化することで、学生の自己評価を促し、学修状況を教員や指導者が把握する機会を設けている。

看護学研究科には看護学専攻およびウィメンズヘルス・助産学専攻の 2 専攻があり、ウィメンズヘルス・助産学専攻では、修士論文コースと上級実践コースの 2 コースを擁し、上級実践コースにおいて助産師養成を行っているため、助産師学生は他専攻や他コースの学生と交流しながら学ぶことができる。ウィメンズヘルス・助産学専攻の定員は 1 学年 18 名であり、1 年生と 2 年生が教え学びあう関係を作り切磋琢磨している。また国外の学生との交流機会もあり、多方向からの刺激を受け、広い視野に立って助産学を学ぶことができる。

(根拠：3-1_2024 年度学生便覧(看護学研究科)、3-6 教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)、3-8_シラバス、6-1_2023 年度大学院授業評価一覧、助産学大学院基礎データ(様式 3) _表 4 授業科目別学生数)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-2-2

大学院における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

(1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。

(2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられ、シラバス等に明示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

シラバスには、事前課題と事後課題の内容、課題に要する時間を設定している。事前課題では、知識獲得の促進とモチベーションを高めるため、Learning Management System を活用し、教員が作成した動画やクイズを含む e-learning 教材を使用している。これにより、基本的な知識は確実に習得し、学生が自身で計画的に学ぶことができるように工夫している。また事前課題や授業中に取り組んだ課題は、Learning Management System を活用して、個別にコメントを付けフィードバックを行っている。

(根拠：3-1_2024 年度学生便覧 (看護学研究科)、3-8_シラバス)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-2-3

大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が 1 年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

<評価結果の根拠・分析>

履修科目については、オリエンテーションで教員から履修モデルを用いて履修科目数を示している。また、学生からの相談に応じるようにして各学期 20 単位以上にならないように調整し、2 年間で修了必要単位数の 61 単位を無理なく取得できるようにしている。この結果、これまでに 1 年に 35 単位を超えた履修の例はない。履修科目の登録の上限、1 年間または学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を規則としては定めていないが、同等の教育効果を実現していると言える。

(根拠：3-1_2024 年度学生便覧 (看護学研究科)、3-7_2024 年度ウィメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル、様式 5 の根拠資料 No.02_学生の履修単位数)

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-3 実習指導体制

基準 2-3-1

助産の演習・実習科目の履修については、大学院の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<評価結果の根拠・分析>

基盤の実践力を養う演習Ⅰ～Ⅳ（計10単位）と、実習Ⅰ（6単位）、実習Ⅱ（5単位）、将来的に上級実践者として臨床を牽引する素養を身につける実習（6単位）が開講されている。実習Ⅰ・Ⅱの合計11単位で指定規則における実習科目単位数を満たしている。受胎調節実地指導員認定に必要な演習時間が、演習Ⅲと実習Ⅱ・Ⅲの中に含まれている。

（根拠：3-1_2024年度学生便覧（看護学研究科）、3-7_2024年度ウィメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル、3-8_シラバス、3-9_2024年度入学実習要項（聖路加国際大学大学院修士課程ウィメンズヘルス助産学上級実践コース））

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-2

助産実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生は実習の事前課題を Learning Management System で提出でき、学生個々の学修の仕方、知識量や知識の活用程度を教員が確認できる仕組みがある。また、事前のグループディスカッションやシミュレーションでは、全員が一度は発言者や手技実践者の役割をとれるようにし、各々の学生の特徴を把握している。さらに、基盤である分娩期（実習Ⅰ）、産褥・新生児期（演習Ⅲ）の実習開始前には、必ず筆記試験と OSCE（Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）により学生の到達度を確認している。OSCEの実技試験前に、学生が自主的にシミュレーションラボ・アールームでシナリオを予測した実技練習を行い、大学院の上級生や教員からフィードバックを受けている。こうした機会は学年間の知的交流のみならず、助言をする上級生にとってもアセスメント能力向上の機会となっている。OSCEでは、学生毎に録画した動画を使用してフィードバックコメント時に活用している。また、複数の教員の目で多様な視点から学生にフィードバックできるように工夫されている。さらに必要時には、学生の学修状況を把握するための個別面談も実施している。学生の様子やフィードバック内容については、教員間で共有されている。

実習開始後は、実習期間中に計4回程度、分娩介助2～3例ごとに学生の自己評価と教員（あるいは臨地実習指導者）との個別面談を行い、学生個々の到達度や課題を確認している。定期的なカンファレンスや実習記録の指導を通じて、科目の目標に対して各学生の課題を明確化し、目標達成のために効果的な支援を実施している。指導基準は、実習指導に関わる教員、臨時助教、TA間で実習ファイルを通じて共有している。

（根拠：3-8_シラバス、3-9_2024年度入学実習要項（聖路加国際大学大学院修士課程ウィメンズヘルス助産学上級実践コース））

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

OSCEに加え、その準備や自己学習の機会を効果的に設けることで、上級生や教員から実践的な助言を得て、より実践能力を磨く機会を作ること成功している。

基準 2-3-3

大学院は、実習科目を履修する実習施設に、大学院の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

1年次には臨時助教あるいはTAが教員とチームとなって、1施設3名でシフトによる指導体制を組んでいる。実習施設の臨地実習指導者と連携しながら、学生の実習指導が行われている。2年次あるいは助産所での実習では、施設ごとに1名の担当教員が配置されており、学生と定期的に連絡を取り合い、必要時は指導や相談に応じている。カンファレンスで目標の達成状況を確認する体制をとって、実習指導を行っている。

基幹教員（1名）、臨時助教（4名）には、アドバンス助産師の資格保有者2名も含まれている。臨時助教やTAを雇用する際には、上級実践コースのディプロマ・ポリシーを充たすに足る十分な臨床経験と学生指導の経験があることを、研究科委員会で審議し、その能力を担保している。

（根拠：1-4_聖路加国際大学大学院看護学研究科研究科委員会規程、1-5_聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程、3-9_2024年度入学実習要項（聖路加国際大学大学院修士課程ウィメンズヘルス助産学上級実践コース））

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<評価結果の根拠・分析>

助産の実習施設は、病院8か所（関東・長野）、助産所6か所（関東）であり、毎年、継続・変更の検討を行っている。分娩介助実習は、実習Iの9週の期間内に学生1名あたり5～9例の分娩介助ができるように学生数を調整し、1施設あたり3～5名を配置している。2

年次の実習Ⅱと実習Ⅲは1施設1～3名の学生を配置し、各実習において一学生につき2名前後の継続事例実習を展開できるように配置している。

同一法人である聖路加国際病院は、立地的に近く学生の夜間の移動も安全に行える施設構造となっていることや、実習調整会議を緊密に持ち、卒業生も多く就業していることなどの特性を有する。このような特性を生かして、追実習の調整や、コミュニケーションや技術に配慮を要する学生の実習について、学生の学修状況に即した細かな事前調整をして実習を行うことができる連携体制を構築している。

(根拠：3-9_2024 年度入学実習要項 (聖路加国際大学大学院修士課程ウィメンズヘルス助産学上級実践コース、表6 実習科目別実習施設一覧))

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-5

大学院では、実習施設および大学外の実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<評価結果の根拠・分析>

実習要項に基づく目標、実習方法の確認と検討、実習中の指導・調整、実習後の事後評価と次年度への改善点を、毎年、実習施設と検討している。

実習前に、実習施設の臨床指導者を招き、各施設での分娩介助を含む助産技術の演習を行うことに加え、分娩介助の見学実習により実習施設での分娩介助法を学ぶ機会を設けている。こうした機会によって、学生が実習施設で実践されている分娩介助を含む技術を事前に具体的に学び、実習に向けて自己の課題を確認できるようにしている。

実習中には実習施設ごとにカンファレンスを行い、基幹教員が実習指導者との話し合いを行って次年度に向けての改善点を確認して実習を終えている。

実習指導にあたる臨時助教やTAは学内演習から関わり、学生のレディネスを把握して実習指導に臨んでいるほか、実習前には臨時助教やTAに対する各実習の目標や展開方法のオリエンテーションを行っている。

(根拠：1-5_聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程、3-8_シラバス)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

2023年度から、実習指導を行う基幹教員、臨時助教、TAに対しては、実習指導の目的や留意点を学ぶセミナー受講の機会(FDSD委員会開催実習指導前セミナー)を設け、セミナ

一受講後の小テストで客観的に教育に関する知識を確認し、実習指導を行っている。

基準 2-3-6

大学院は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<評価結果の根拠・分析>

ローリスクからハイリスクの妊産褥婦を対象とするため、周産期母子医療センターや院内助産を実施している病院など 8 か所に加え、模範的助産所 6 か所まで、幅広い施設を実習施設としている。なお近年、周産期母子医療センターにおいては、麻酔分娩の比率が増えており、麻酔分娩も助産師学生の分娩介助の対象に含め、分娩介助事例中複数例が麻酔分娩となる学生も生じている。麻酔分娩については「特論Ⅳ」において学修し、実習に臨んでいる。

現在の実習施設で毎年 1 学生につき平均 15 件前後の分娩介助数を維持し、かつ、分娩件数の確保だけに主眼を置くのではなく、助産師としての人格形成に及ぼす影響も考えて、実習施設を確保している。人格形成の点も重視した教育内容の効果は、助産師となった修了生からのヒアリングでも明確に述べられていた。教育理念と教育課程、実習とその施設選択が合致していることの証左と言える。

(根拠：3-9_2024 年度入学実習要項 (聖路加国際大学大学院修士課程ウィメンズヘルス助産学上級実践コース)、助産学大学院基礎データ (様式 3) _表 7 実習施設別概要：設備備品の整備等)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産師がその専門性を生かす様々な場として、周産期母子医療センター、院内助産を実践している病院、助産所を実習先として開拓し、関係を構築・維持している点は優れている。

基準 2-3-7

リスクマネジメントとして、実習時に発生する傷害・損害への予防や対策が施され、また、感染等に対する予防策や発生時の指針が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

実習・演習ハンドブックに、事故発生時の対応をフローチャートで示し、インシデント発生時は、学生は担当教員に報告し、教員は看護学研究科長、教務部長および臨床の管理者に報告・相談するようになっている。学生に個人情報紛失や漏洩などのインシデントに関して、情報倫理セミナー受講の機会を提供することに加え、インシデント場面の動画視聴後に

小テストに合格してから、実習に参加できるようにしている。また、実習前に各実習施設長に対し、守秘義務誓約書を提出している。実習・演習ハンドブックの内容は毎年検討し、改訂している。

実習時の傷害や損害への予防、COVID-19を含む感染予防策や発生時の指針が整備され、教員と学生に周知されている。実習開始前には、実習先の感染症に関する規定を確認している。実習時に傷害・損害が発生した場合に備え、総合補償制度 Will に教員、臨時助教、TA、学生が加入している。

(根拠：1-6_感染症対策に伴う実習受入れに関する契約事項(2024 聖母病院)、3-10_実習・演習ハンドブック、9-1_2024 年度コロナ・インフル等の感染症に関する受診・相談フロー、9-2_毎日の健康観察記録(20240401)、9-3_臨地実習における感染防止対策(2024.5.1 版))

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-4 成績評価および修了認定

基準 2-4-1

学修の成果に係る評価(以下「成績評価」という)が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<評価結果の根拠・分析>

評価方法については、学生便覧と大学院学則に概要が記載されている。具体的な方法はすべての科目のシラバスに明記されており、科目開講時に教員と学生でその方法を確認し、共有している。講義科目については1年に2回(前期、後期)学期末に、演習科目については年度末(3月末)に学生に成績が公開される。実習については、評価が定まらない場合には実習記録提出後早期に面接し、本人と課題の確認を行うなど丁寧に話し合う機会を設けている。専門科目の評価は教員で協議し合意し、研究科委員会で報告され、承認のプロセスを経て、最終的に学生に通知される。ただし、助産の基盤の講義科目(特論・演習)に関しては、分娩介助実習(実習I)の前に履修していることが必要であるため、筆記試験とOSCE評価の結果は、定期の成績通知の前に本人に返している。すべての科目において、成績通知後に学生による問い合わせ期間を設けている。

筆記試験、OSCEとも60点に到達しなかった場合には、再試験を実施している。再試験

の結果、60 点を超えても評価は C（可）となるが、このことは試験前に学生に説明している。病気や事故など大学院で規定する理由に該当する事情により試験を受けることができなかった場合には、追試験の措置がとられている。

（根拠：1-2_聖路加国際大学大学院学則、3-1_2024 年度学生便覧（看護学研究科）、3-8_シラバス）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-2

学生が在籍する大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合は、当該大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

聖路加国際大学大学院学則第 10 条においてこれを認め、同条の 22 項において他機関で修得した単位は 10 単位を超えない範囲で受審大学院において修得した単位とみなすことができる。

（根拠：1-2_聖路加国際大学大学院学則）

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-3

大学院の修了要件は、大学院設置基準の定めを満たすものであること。

教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目については修得した単位を大学院が修了要件として定める単位数を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

<評価結果の根拠・分析>

聖路加国際大学大学院学則第 5 条において、標準修業年限を 2 年または 3 年としている。また、第 16 条において修了の要件を標準修業年限以上在学し、授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査および最終試験に合格することとしており、大学院設置基準第 16 条（課程の修了要件等）に定める要件を満たしている。ウィメンズヘルス・助産学専攻助産学上級実践コースでは、修士課程修了に必要な 30 単位のほかに、専門分野に配置された科目の中から助産師国家試験受験資格に必要な 31 単位を修得することにより、助産師国家試験受験資格の取得および受胎調節実地指導員の申請資

格が取得できる。大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該大学院における単位を認定する場合には、前項の通り担保されている。

(根拠：1-2_聖路加国際大学大学院学則)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-4

成績評価は、学生にフィードバックされていること。学生の評価に対する疑問や不服について申し出ることができる体制を整えていること。

<評価結果の根拠・分析>

各科目の成績は、学期末に学生に通知される。成績評価に疑問や不服がある場合は、科目担当教員に説明を求めることができる。教員は、個別に学生と面談し、成績評価の根拠を説明している。説明に対して疑義がある場合は申し出ることができることを学生に伝えているが、これまでにその事例はない。随時、教員と評価に関し確認できる体制がとられている。また、成績評価の基準に点数が満たない学生には、教員が面談し、その面談記録をもって客観的に支援体制を振り返ることができるようにしている。

(根拠：3-8_シラバス、様式5の根拠資料 No.04_学生支援部面談記録)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-5

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な研究および研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD・SD体制）が整備され、実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

FSDS委員会を設置し、教職員の資質向上を図り、教育内容および方法の改善を行っている。学生による授業評価は Web システムを通じて全科目で実施し、学期ごとに教授会で報告され、各教員にフィードバックされている。単位認定者は、授業評価結果に基づいて教授方法の変更や提出課題の内容を毎年再考している。授業評価の結果は教学マネジメント協議会が審議して教員顕彰の対象としている。授業評価が 10 点中 6 点以下の場合、授業科目責任者に対して研究科長が面談し、改善計画を提出することを求めている。

また、教員相互による授業評価については、FSDS 委員会の元にピアレビュー体制が設けられている。助産学の科目は専門性が高いため、他領域の教員のピアレビューの希望者が少ないことが課題であるが、2024 年度 FSDS 委員会が、レビューアーの活動を活性化するための方略を考案している。

(根拠：1-8_聖路加国際大学 FSDS 委員会規程、1-9_聖路加国際大学教員顕彰等に関する規程、6-1_2023 年度大学院授業評価一覧)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産関連授業科目は、授業評価を通じて学生から高く評価されており、隔年の教員顕彰の対象となっている。

第3章 入学者選抜

3-1 入学者選抜

基準 3-1-1

大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、大学院の理念・目的に照らして、適切な選抜方針（アドミッション・ポリシー）、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<評価結果の根拠・分析>

看護学研究科の教育理念に基づいたアドミッション・ポリシー（Admission Policy: AP）を規定している。募集要項に AP を明示した上で、出願資格、出願書類、選抜方法等を HP に公開している。

「聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試選考会議細則」に定める入試選考会議において、AP を踏まえた選考基準を明示し承認を得た上で選考基準に沿って公平かつ公正に審査を行うことが、「聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試委員会規程」に記載されている。

上級実践コースの入学者選抜は、推薦入試と一般入試があり、推薦入試は聖路加国際大学の学生と聖路加国際大学職員、推薦対象施設にのみ案内されている。

(根拠：聖路加国際大学ホームページ)

<https://university.luke.ac.jp/about/philosophy/education.html> [最終確認 2024 年 11 月 15 日]、1-11_聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-2

入学者選抜にあたっては、大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<評価結果の根拠・分析>

入試選考会議の構成員は、看護学部長、看護学研究科長、入試委員会委員長、教務部長、学生支援部長、看護学研究科教授、看護学研究科准教授、大学事務部長、入試事務課職員および議長が必要と認めた教職員により構成されている。入試選考会議では、選考基準に沿って公平かつ公正に評価と選考を行い、可否を判定した後、看護学研究科教授会に報告し、決定されている。

(根拠：1-10_聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試選考会議細則、1-11_聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<評価結果の根拠・分析>

選考は、聖路加国際大学入試委員会規程第3条第4項により、入試選考会議の審査結果を看護学研究科教授会に諮り、決定されている。

(根拠：1-2_聖路加国際大学大学院学則、1-11_聖路加国際大学入試委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<評価結果の根拠・分析>

大学院看護学研究科博士前期課程のAP、選抜基準、選抜方法等は、入試委員会にて検討が行われている(聖路加国際大学入試委員会規程第2条)。入試委員会には、看護学研究科長、看護学部長、教務部長、大学事務部長、IR (Institutional Research) 推進室職員、入試事務課職員および委員会が必要と認めた教職員により構成されている。IR 推進室の職員が作

成したデータに基づき、検討が行われている。

(根拠：1-11_聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試委員会規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

3-2 収容定員と在籍者数

基準 3-2-1

大学院の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<評価結果の根拠・分析>

ウィメンズヘルス・助産学専攻の収容定員は規定されていないが、入学定員は18名、修士課程全体の定員を収容定員100名としていることから、ウィメンズヘルス・助産学専攻内の収容定員を2学年36名とみなして運用されている(聖路加国際大学大学院学則)。ウィメンズヘルス・助産学専攻(助産学上級実践コースの学生・修士論文コース)の定員充足率は0.89~1.08である。2020年度から2024年度までの過去5年間において、助産学上級実践コースの入学者数は14~15名である。助産学上級実践コースも他コースと同様の入試を経ており、助産学上級実践コース入学後に、修士論文コースへの変更の希望があった場合には変更可能である。またその際には、学生と教員が面談を行い、研究科委員会にて審議承認をしている。2020~2023年度の過去4年間における留年者は0~1名、退学者は0~3名である。上級実践コースに著しい欠員は生じていない。

入学者の確保の施策として、大学院オープンキャンパス等の機会、大学ホームページ、研究室専用のSNS等を活用している。学部生に対しては、「Pre-Midwife Club」という課外活動を定期的に行い、助産師への関心を持ち続けられるように工夫し、推薦入学への志願者の確保に努めている。

(根拠：1-2_聖路加国際大学大学院学則、9-5_大学院志願者 2020-24、聖路加国際大学ホームページ <https://university.luke.ac.jp/about/philosophy/education.html> [最終確認 2024年11月15日]、追加資料：No.03 助産学上級実践コース定員充足率 2020-2024年度(過去5年間))

<評価結果>

評価基準に適合している。

第4章 学生への支援体制

4-1 学修支援

基準 4-1-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<評価結果の根拠・分析>

研究指導教員とは異なる分野を担当する教員を、アドバイザーとして1名配置している。学生の履修指導及び学生生活全般といった就学上の基本的な支援は研究指導教員が行うが、その他の相談事項が生じた場合には、アドバイザー教員が相談を受け付ける体制が整えられている。

学生には、アドバイザー制度について記載された学生生活ガイドが配布され、周知されている。教員にはアドバイザーの手引きが配布され、制度の概要や業務が共有されている(2023年度アドバイザーの手引き)。

(根拠：2-3_2023年度学生生活ガイド、3-11_2023年度アドバイザーの手引き)

<評価結果>

評価基準に適合している。

4-2 生活支援等

基準 4-2-1

学生が在学期間中に大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

奨学金に関する情報を常時学内イントラネット上に掲載し、学生から個別に相談があった際には大学事務職員が面談し、助言するなどの対応が行われている。教務・修学や学生生活に関する相談・助言は、指導教員が基本的な対応を行い、必要に応じてアドバイザー教員が助言できる体制としている。

大学独自の奨学金として、ウィメンズヘルス・助産学専攻修士課程2年生を対象とした給付型奨学金「未来の助産師基金」を設け、実習に伴う交通費や宿泊費用の支援が行われている。また、ウィメンズヘルス・助産学に関連した研究や研鑽のための奨学金として、「青木奨学金」「有馬育英会助産師育成支援事業奨学金」等が案内されている(大学HP)。

助産学上級実践コースの全学生への経済的支援として、助産師国家試験模試の受験料を大学負担としている。

(根拠：1-12_未来の助産師基金規程、1-13_青木奨学金規程、2-3_2023年度学生生活ガイド、3-11_2023年度アドバイザーの手引き、9-6_聖路加国際大学メール 助産師国家試験模擬試験受験支援について)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産学上級コースに特化した大学独自の給付型奨学金を設け、実習に伴う交通費や宿泊費用の支援が行われている点は優れている。

基準 4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室（カウンセラー等）を設置するなど必要な相談・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

学生健康管理室には専任の保健師1名、カウンセリング室には非常勤のカウンセラー(水・木)が配置され、健康相談・健康管理やカウンセリングが行われている。また、附属施設である聖路加国際病院の医師1名が校医として、体調不良時の診察や専門診療科へのコンサルテーションの仲介を担当している。

各種ハラスメントに関しては、大学事務職員やアドバイザーへの相談に加えて、必要に応じて人権委員会を開催し対応されている。相談窓口として、学生支援部、学生健康管理室、カウンセリング室の他、多職種による支援が充実している。ハラスメントに関するリーフレットは、学内イントラネット上に公開されている。

(根拠：1-14_聖路加国際大学学生健康管理室運用細則、8-1_ストップハラスメント！)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

ハラスメントの相談先の選択肢が複数あり、それらが学生に適切に紹介されている。

基準 4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

進路指導・助言は助産学分野の教員により行われており、特に2年次には課題研究の指導教員が個別に担当している。学生支援部では、毎週月曜日・金曜日にキャリアラボを開設し、就職活動の相談や支援(就職エントリーシートの確認や模擬面接の実施)が行われ、助産師としての就職活動も支援している。

大学院のオープンキャンパスでは、修了生から就職後の実際を聞く機会を設けていることに加え、助産学分野独自でも修了生から話を聞くキャリア支援の機会を設けている。

(根拠：1-11_聖路加国際大学学生支援に係る方針等に関する規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第5章 教員組織

5-1 教員の資格と評価

基準 5-1-1

大学院においては、各研究科および専攻の種類ならびに規模に応じて、教育上必要な教員が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学上級実践コースを担当する教員は、教授3名、准教授2名、助教3名である。助教のうち2名は、アドバンス助産師の有資格者である。17施設以上の実習施設で教育するため、実習施設内の適切な人材を臨床教員（臨床教授・臨床准教授）として6名配置している。

実習では、助産師資格を有し、臨地実習において後輩や学生指導の経験を有する人物を臨時助教（非常勤）として毎年10名程度雇用し、指導体制を整えている。また、ティーチング・アシスタントとして、大学院（博士後期課程）の院生で助産師資格を有する学生が演習等の指導の補助を担っている。

(根拠：1-4_聖路加国際大学大学院看護学研究科研究科委員会規程、1-5_聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程、1-16_聖路加国際大学大学院看護学研究科教授会規程、1-17_聖路加国際大学教員任用規程、1-18_聖路加国際大学教員選考基準、1-19_聖路加国際大学非常勤講師規程、1-20_聖路加国際大学大学運営会議規程)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-1-2

担当する助産学課程に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻あるいは分野ごとに置かれていること。

- (1) 助産学課程について、博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。
- (2) 研究上の業績が(1)の者に準ずると認められる者。
- (3) 専門分野について高度の技術・技能を有する者。

(4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

<評価結果の根拠・分析>

助産学分野の教員（教授3名、准教授2名、助教3名）は、全員博士号を有し、実習担当の助教2名は、アドバンス助産師の有資格者である。助産関連の教科書を執筆したり、他大学の特別講師として招かれたりするなど、活発に教育活動を行っている。他に老年看護学、地域看護学、心理学、統計学など、多様な分野で活躍されている教授陣も、一部の講義を担当している。

研究活動については、教員は学術振興会科学研究費補助金をはじめ、公的研究費を多数獲得し、多くの研究論文を公表している。一方で、優れた研究業績を有する教員を擁しながら、教員と学生ともに多忙なことから、助産関連科目の授業の間隙を使って研究に関する質疑をするなど、研究指導には教員の献身的な努力を要する状況がある。

（根拠：1-17_聖路加国際大学教員任用規程、1-18_聖路加国際大学教員選考基準、助産学大学院基礎データ（様式3）_表17 教員の教育・研究業績）

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

本邦において、分娩数が減少する一方、出産がハイリスク化し、助産師学生の受け持ち対象となる妊産褥婦の数は減少していること、そのような中でも一学生につき15例程度以上の分娩介助を今後も達成するためには、実習施設数増や、適正な学生数等についての検討が必要であることなど（第2章参照）、日本の助産師教育に関する見識を、全教員が有している。このことは、助産師教育に従事する教員集団としてモデルとなる長所である。

基準 5-1-3

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

教員の採用、昇任に関しては、教員任用規程および教員選考基準に基づき選考が行われている。各領域の管理者からの推薦で、研究科長および人事課が教育上の指導能力を評価できる書類を整え、教授会での業績確認が行われ、学長面談が行われた後、大学運営会議にて審議される。

教員の評価は、「<教員>重点目標・達成度評価について」に基づき、年度初めに教育活動・研究活動・学内活動・社会活動ごとの重点目標を設定し、中間評価や年度末評価を行っている。年度末評価では、自己評価の後、領域の長や、学部長または研究科長が評価者と面談を行い、4段階で評価されている。

(根拠：1-9_聖路加国際大学教員顕彰等に関する規程、1-17_聖路加国際大学教員任用規程、1-18_聖路加国際大学教員選考基準、6-2_2024 年度重点目標・達成度評価について)

<評価結果>

評価基準に適合している。

5-2 専任教員の配置と構成

基準 5-2-1

大学院設置基準の第 8 条、第 9 条、大学設置基準 13 条（別表 1. 学部の種類および規模に応じる専任教員数）保健衛生学関係（看護学関係）に定める専任教員数は、専攻ごとに 12 人、あるいは分野ごとに 6 人以上が置かれていること。

<評価結果の根拠・分析>

ウィメンズヘルス・助産学専攻の教員 8 名、その他の教員 10 名の計 18 名が配置されており、大学院設置基準にて定められている 12 名以上を満たしている。

(根拠：助産学大学院基礎データ（様式 3）_表 13 教員組織、表 14 各教員の授業担当)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-2

基準 5-2-1 で規定される専任教員は、専攻分野に応じた担当科目に配置されていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産の専門分野の教員は、各々の専門分野や能力に応じた担当科目に配置されている。基盤分野に配置されている教員は、看護理論、看護学研究法、応用統計学、生命倫理、社会学等の各々の専門分野の教育・研究業績を有しており、助産学を教育するにふさわしい人材を揃えている。

(根拠：助産学大学院基礎データ（様式 3）_表 14 各教員の授業担当、表 17 教員の教育・研究業績)

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 5-2-3

基準 5-2-1 で規定される専任教員数は、適切な人員を有し、高度の実践・研究能力を有す

る者であること。

<評価結果の根拠・分析>

教員は助産師資格・博士号を有し、臨床経験・教育経験・研究業績を有する教授3名、准教授2名、助教3名であり、十分な教育能力を有する。助教の2名は、アドバンス助産師有資格者である。全教員が公的研究費を得て、論文を公表しており、助産師学生を指導する十分な研究能力を有している。

(根拠：助産学大学院基礎データ(様式3)_表17 教員の教育・研究業績)

<評価結果>

評価基準に適合している。

第6章 施設、設備および図書館等

6-1 施設の整備

基準 6-1-1

大学院には、その規模に応じて、教員による教育および研究ならびに学生の学修その他、当該大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

助産学上級実践コースは、2016年3月に竣工した複合施設「大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター」で講義・演習を行っている。同施設内にある教室は十分な広さと設備を持ち、講義・演習・自己学習等で活用されている。同施設には、共用の実習室として4階シミュレーションラボ・アーツルームがあり、講義・演習を同施設内で完結でき利便性が高いことに加え、聖路加国際病院の現任教育部門と共有されているため、演習で使用する資機材が臨床現場で実際に使用されている備品にアップデートされ整備されている。

教員研究室は教授・准教授は1名につき1室、助教は2名または3名につき1室が設定されている。非常勤講師においては、本館に共用の控室が一室備えられている。自習室は別棟の2号館、8階演習スペース(約120㎡)が備えられ、学生は24時間利用することができる。

図書館は、医学・看護学分野を中心に豊富な資料が所蔵されており、学生は24時間利用することができる。また、コンピュータールームとメディアルームには、合わせて111台のパソコンが設置されており、学習環境が整えられている。事務室は本館1階にあり、学生や教員が利用しやすい場所に設置されている。

(根拠：9-7_大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター2階・3階・4階 見取り図、表19 2号館8階見取り図・講義室・演習室の面積・規模、表20 専任教員の研究室)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

シミュレーションラボ・アツルームは看護専門領域の専用の教育設備であるばかりではなく、臨床の現任教育の場としても共有されており、助産師学生にとって他の専門領域の教育や、専門職の生涯学習の一端にも触れられる環境となっている点が優れている。

6-2 設備の整備

基準 6-2-1

大学院には、教員による教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<評価結果の根拠・分析>

演習に必要な物品が配備され、良好に管理され、年間予算も確保されている。講義・演習室（3307 教室）には授業を行うにあたって必要なコンピュータ、プロジェクターが設置され、別棟 2 号館 8 階演習室および 2 階メディアルームに学生が自由に利用できるコンピュータが十分に配置され、大学院生は学生証、教職員は職員証がセキュリティカードとなっており、安全性を担保して、24 時間の利用が可能である。

教育および研究ならびに学生を支援するのに必要な設備については、諸費用の高騰や、時に設備・機器の故障などによる不慮の支出が発生した時は稟議書を財務経理課に提出し、審議・承認により毎年の教育予算の用途を変更して充当できている。OSCE など実践的な助産師教育が特徴的であり、教育機器は臨床で使用している機器と同等の定期保守点検の予算計上が困難な中でも、安全な使用への保守点検を実現している。

（根拠：9-7_大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター2 階・3 階・4 階 見取り図、助産学大学院基礎データ（様式 3）_表 19 講義室・演習室の面積・規模、表 20 専任教員の研究室、表 21 教育研究のための機器・備品の数）

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-3 図書館の整備

基準 6-3-1

図書館には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子

媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書館の開館時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

<評価結果の根拠・分析>

図書館は学部生や病院職員を含む全学で利用でき、学習および教育・研究に必要な資料を蔵書方針に則って計画的・体系的に整備している。60,000冊以上の図書や1,500誌程度の定期刊行物を所蔵している他、8,000誌以上の電子ジャーナルを契約している。また、学生・教員は随時図書の購入を依頼できる。窓口時間内は、司書の資格を持つ職員や学習支援の経験が豊富な職員による学習・研究支援が、窓口だけでなく web 会議システムを用いて行われている。図書館は蔵書点検日や入学試験日を除き 24 時間利用することができ、自動貸し出し機も設置されている。

(根拠：2-2_2024 年度学生生活ガイド、助産学大学院基礎データ(様式3)_表 22 図書・資料の所蔵数、表 23 図書館に備え付けられた機器のリスト)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

図書館の利用が 24 時間可能であり、司書や専門的な学習支援を受けられる体制が整備されている。安全で良好な自主学習および研究環境が提供される体制が優れている。

第 7 章 点検・評価

7-1 結果の公表

基準 7-1-1

大学院の教育・研究水準の維持向上を図り、当該大学院の社会的使命を達成するために教育・研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行い、その結果を公表していること。

<評価結果の根拠・分析>

「聖路加国際大学点検・評価規程」に沿って、教育・研究の実情を把握し、改善・発展に資するために、点検・評価を行うことが規定されている。学長を委員長とする自己評価委員会を設置して点検・評価に取り組んでいる。その他、「外部評価」「第三者評価」も含め、3つの方法による点検・評価が行われている。これらの評価結果は大学の自己点検・評価において活用され、大学の自己点検・評価報告書の一部として公表されている。「自己点検・評価」は毎年行われ、点検・評価の結果については、事業報告書および自己点検・評価報告書に記載され、ホームページで広く公表されている。大学院看護学研究科修士課程ウィメンズヘルス・助産学専攻の教育・研究活動については、看護学研究科長が掌握し、自己点検・評価委員会の委員として適正に点検・評価が行われている。

(根拠：1-21_聖路加国際大学点検・評価規程、1-22_聖路加国際大学外部評価委員会細則、6-3_2023年度事業報告書、6-4_2023年度聖路加国際大学自己点検・評価報告書、6-6_聖路加国際大学ホームページ点検・評価活動)

<評価結果>

評価基準に適合している。

7-2 実施体制の整備

基準 7-2-1

自己点検および評価を行うにあたっては、その趣旨に即し、適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。

<評価結果の根拠・分析>

前回（2019年度）の助産学大学院認証評価の受審の際、助産学上級実践演習ⅣとⅥの実習内容と期間の見直しについて指摘を受けたことから、実習目標、内容、期間が検討された。改善したカリキュラムの実施後の実習評価および学生の成績等から、科目の目標や内容の適切性が評価されている。その内容に応じて、研究科長、学長へ報告され、適切な改善を達成している。

現在、カリキュラムは「聖路加国際大学点検・評価規程」に則り、2020年に設置された自己評価委員会に報告し、フィードバックを受けてその都度改善している。自己評価委員会を中心に内部質保証体制が構築され、不断に自己点検・評価を行う組織風土が醸成されていることは評価に値する。定められた自己点検・評価の項目に沿って各学部・研究科は毎年、点検・評価を実施し、その結果は、ホームページで公開されている。さらに、聖路加国際大学外部評価委員会が設置され、学外の有識者による点検・評価が行われている。

(根拠：1-22_聖路加国際大学外部評価委員会細則、4-3_2023年度第9回自己評価委員会議事録、6-3_2023年度事業報告書、6-4_2023年度聖路加国際大学自己点検・評価報告書、6-5_2023年度外部評価委員会報告書（第4回）、6-6_聖路加国際大学ホームページ点検・評価活動、6-7_聖路加国際大学内部質保証推進体制、6-8_2023年度重点目標（教学に関する事項）)

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

学内に自己評価組織を常設し、外部評価を受けて積極的に質保証に向けて推進するシステムが確立され、運用されていることは、助産教育機関として教育の質の担保が図られているといえる。

聖路加国際大学大学院に対する認証評価スケジュール

2023年（令和5）年

10月26日 助産学大学院認証評価説明会の開催

2024（令和6）年

1月11日 聖路加国際大学からの「助産学大学院認証評価申請書」を受理

6月28日 聖路加国際大学より「自己点検評価報告書」及び必要書類の提出

7月1日～10月31日 本機構評価チームにて「調査報告書（案1）」作成

7月27日 本機構評価チーム会議（第1回）にて「調査報告書（案1）」検討

8月29日 本機構評価チーム会議（第2回）にて「調査報告書（案1）」検討

10月1日 聖路加国際大学へ「現地調査に関わる資料」「質問事項」等を送付

10月21日 聖路加国際大学より「質問事項に対する回答」「追加資料」等の提出

10月31日 本機構評価チーム会議（第3回）にて「調査報告書（案1）」検討

11月1日 聖路加国際大学への現地調査実施

11月1日～12月5日 本機構評価チームにて「調査報告書（案2）」作成

11月15日 本機構評価チーム会議（第4回）にて「調査報告書（案2）」検討

12月5日 本機構評価委員会にて「調査報告書（案2）」検討

12月5日～12月19日 本機構評価チームにて「評価報告書（原案）」検討

12月19日 聖路加国際大学へ「評価報告書（原案）」を送付

2025（令和7）年

1月17日 聖路加国際大学より「評価報告書（原案）」についての意見申立の提出

1月17日～2月17日 本機構評価委員会にて「評価報告書（原案）」修正の検討

2月17日 本機構認証評価評議会にて「評価報告書」検討・承認

3月26日 本機構理事会にて認証評価評議会結果の報告・承認

3月26日 認定（認定期間 2025年4月1日～2030年3月31日）

聖路加国際大学大学院 提出資料一覧

- ・ 聖路加国際大学学則
- ・ 聖路加国際大学大学院学則
- ・ 聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程
- ・ 聖路加国際大学大学院看護学研究科研究科委員会規程
- ・ 聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程
- ・ 感染症対策に伴う実習受入れに関する契約事項（2024 聖母病院）
- ・ 立教大学大学院との相互聴講制度に関する協定書および内規
- ・ 聖路加国際大学 FDSO 委員会規程
- ・ 聖路加国際大学教員顕彰等に関する規程
- ・ 聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試選考会議細則
- ・ 聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試委員会規程
- ・ 未来の助産師基金規程
- ・ 青木奨学金規程
- ・ 聖路加国際大学学生健康管理室運用細則
- ・ 聖路加国際大学学生支援に係る方針等に関する規程
- ・ 聖路加国際大学大学院看護学研究科教授会規程
- ・ 聖路加国際大学教員任用規程
- ・ 聖路加国際大学教員選考基準
- ・ 聖路加国際大学非常勤講師規程
- ・ 聖路加国際大学大学運営会議規程
- ・ 聖路加国際大学点検・評価規程
- ・ 聖路加国際大学外部評価委員会細則
- ・ 2025_Nursing_Science（大学院大学案内）
- ・ 2024 年度学生生活ガイド
- ・ 2023 年度学生生活ガイド
- ・ 2024 年度学生便覧（看護学研究科）
- ・ 教育理念 理念・建学の精神 | 聖路加国際大学
- ・ 教育目標 教育目標 | 聖路加国際大学
- ・ 学位授与方針（ディプロマポリシー） | 聖路加国際大学
- ・ 学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー） | 聖路加国際大学
- ・ 教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー） | 聖路加国際大学
- ・ 2024 年度ウィメンズヘルス・助産学上級実践コース履修モデル
- ・ シラバス

（演習 I-IV、特論III-V、ウィメンズヘルス上級実践 特論 I-II、サービスマネジメント論 特論、
遺伝看護学特論、応用統計学、看護学研究法 I、看護理論、看護倫理学概論、助産学上級実践 課題研究、
助産学上級実践 実習 I-III、助産学上級実践 特論 I-V、生命倫理学概論、臨床遺伝学）

- ・ 2024 年度入学実習要項（聖路加国際大学大学院修士課程ウィメンズヘルス助産学上級実践コース）
- ・ 実習・演習ハンドブック
- ・ 2023 年度アドバイザーの手引き
- ・ 修了生の就職先での評価ヒアリング 議事録（愛育）
- ・ 修了生の就職先での評価ヒアリング 議事録（聖路加）
- ・ 2023 年度第 9 回自己評価委員会議事録
- ・ 2024 年度大学院時間割
- ・ 2023 年度大学院授業評価一覧
- ・ 2024 年度重点目標・達成度評価について
- ・ 2023 年度事業報告書
- ・ 2023 年度聖路加国際大学自己点検・評価報告書
- ・ 2023 年度外部評価委員会報告書（第 4 回）
- ・ 聖路加国際大学ホームページ点検・評価活動
- ・ 聖路加国際大学内部質保証推進体制
- ・ 2023 年度重点目標（教学に関する事項）
- ・ 2024 大学院募集要項（修士）
- ・ ストップハラスメント！（学生配布用）
- ・ 2024 年度コロナ・インフル等の感染症に関する受診・相談フロー
- ・ 毎日の健康観察記録（20240401）
- ・ 臨地実習における感染防止対策（2024.5.1 版）
- ・ 入試サイト
- ・ 大学院志願者 2020-24 抜粋
- ・ 聖路加国際大学 メール（助産師国家試験模擬試験受験支援について）
- ・ 大村進・美枝子記念 聖路加臨床学術センター 2 階・3 階・4 階 見取り図
- ・ カリキュラム・ポリシーと助産学上級実践コースの科目対比表
- ・ 2023 年度の各学生の履修単位数（年間）
- ・ コース変更の実例 研究科委員会議事録（抜粋）
- ・ 助産学上級実践コース定員充足率 2020-2024 年度（過去 5 年間）
- ・ 学生健康管理室利用票
- ・ 学生支援部 面談記録
- ・ 2024 実習指導事前セミナー資料
- ・ 実習指導事前セミナー受講のお知らせ
- ・ 場所としての学術情報部と自宅からの資料利用調査（2015 と 2022 の比較）
- ・ 学生生活実態調査 報告書（看護学研究科）
- ・ 学生生活実態調査__施設満足度データ（2021-2023）
- ・ 日本助産評価機構の評価基準とアセスメント・ポリシー対応表

2024（令和6）年度助産学大学院認証評価関連 委員会等名簿

2024（令和6）年度 一般財団法人日本助産評価機構
理事会名簿

理 事 ・ 監 事

役 職	氏 名	所属等
理事長	堀内 成子	聖路加国際大学 学長
理 事	内田 朋子	東京女子医科大学附属足立医療センター 副看護部長
理 事	江藤 宏美	長崎大学 教授
理 事	小川 久貴子	東京女子医科大学 教授
理 事	小黒 道子	東京医療保健大学 教授
理 事	小柳 弘恵	やんばる希望ヶ丘助産院 院長
理 事	高田 昌代	神戸市看護大学 教授
理 事	砥石 和子	成城木下病院 助産師
理 事	葉久 真理	徳島大学 教授
理 事	布施 明美	医療法人産育会 堀病院 看護部長
理 事	正岡 経子	札幌医科大学 教授
理 事	村田 佐登美	助産師
監 事	片岡 弥恵子	聖路加国際大学 教授
監 事	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学 教授

評 議 員

役 職	氏 名	所属等
評議員	井村 真澄	日本赤十字看護大学 教授
評議員	井本 寛子	日本看護協会 常任理事
評議員	恵美須 文枝	東京都立大学 名誉教授
評議員	島田 真理恵	上智大学 教授

2024（令和6）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
認証評価評議会名簿

認証評価評議員

分野	氏名	所属等
教育	島田 啓子	天使大学大学院 教授
教育	福井 トシ子	国際医療福祉大学大学院 副大学院長
教育	渡邊 典子	新潟青陵大学 副学長
実践	中根 直子	日本赤十字社医療センター 助産師
実践	堀内 成子 [※]	聖路加国際大学 学長
有識者	高岡 香	横浜エルム法律事務所 弁護士
有識者	田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター 名誉教授
有識者	土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 名誉教授

※当機構の助産教育認証評価事業基本規則第14条2により、2024年度聖路加国際大学助産学大学院認証評価に関する議事に、認証評価評議員の堀内 成子は不参加である。

2024（令和6）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
 評価委員会名簿

評 価 委 員

分 野	氏 名	所属等
教育評価部 部長	江藤 宏美	長崎大学 教授
教 育	白石 三恵	大阪大学 教授
教 育	武田 江里子	浜松医科大学 教授
教 育	谷口 千絵	神奈川県立保健福祉大学 教授
教 育	葉久 真理	徳島大学 教授
教 育	春名 めぐみ	東京大学 教授
教 育	蛭田 明子	湘南鎌倉医療大学 教授
教 育	藤井 ひろみ	大手前大学 教授
教 育	正岡 経子	札幌医科大学 教授
教 育	眞鍋 えみ子	同志社女子大学 教授
実 践	松本 弘子	医療法人社団理弘会岩倉病院 看護部長

2024（令和6）年度 一般財団法人日本助産評価機構 助産教育認証評価部
評価チーム名簿

聖路加国際大学 評価チーム 評価員

役 職	氏 名	所属等
主 査	藤井 ひろみ	大手前大学 教授
副 査	白石 三恵	大阪大学 教授
評価員	中根 直子	日本赤十字社医療センター 助産師

2024 年度 聖路加国際大学大学院
助産学大学院認証評価 評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539

[E-Mail] jime@josan-hyoka.org



2024年度 聖路加国際大学大学院
助産学大学院認証評価 評価報告書

一般財団法人日本助産評価機構
助産教育認証評価部

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 7-9-202

<https://www.josan-hyoka.org/>

[TEL] 03-6228-5539

[E-Mail] jime@josan-hyoka.org